

## 平成 23 年 7,245 事業場を監督、2,148 件の申告を処理

## 1 監督指導

## (1) 監督指導結果の概要

平成 23 年中に愛知労働局管内の各労働基準監督署で監督指導を実施した事業場の総数は **7,245** 事業場でした。この内、全体の **68.1%**にあたる **4,936** 事業場で労働基準法、労働安全衛生法等に関する法違反が認められ、是正勧告書等を事業場に交付・指導いたしました。

監督指導実施事業場数は、商業を中心に集合的監督を実施した結果、平成 22 年に比べ **1,446** 事業場、昨年比 **25%**増という大幅な増加となりました。

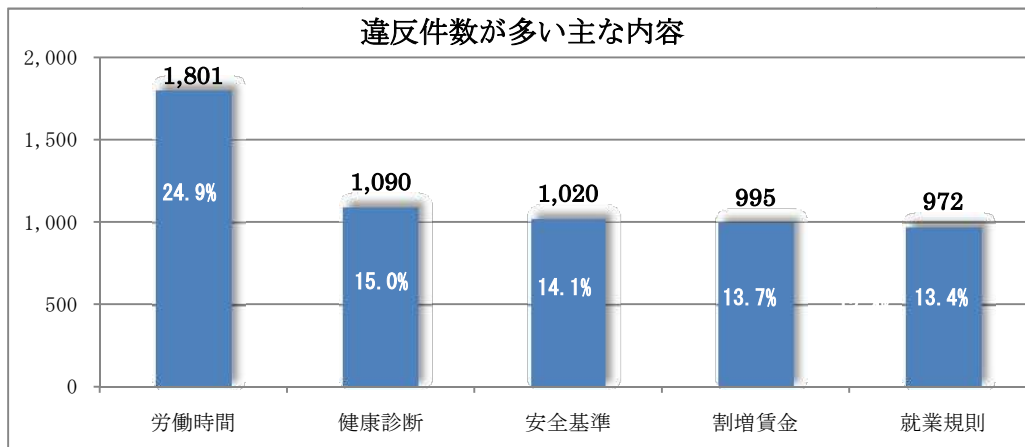
また、違反率は平成 22 年に比べ、**3.4%**の増加となっています。違反率の高い業種は以下のとおりでした。

表 1

違反率の高い主な業種	
① 運輸交通業	77.0% (前年比 1.5 ポイント増)
② 接客娯楽業	75.9% (同 3.7 ポイント増)
③ 保健衛生業	75.1% (同 0.5 ポイント増)
④ 製造業	72.4% (同 1.4 ポイント増)
⑤ 商業	71.5% (同 4.4 ポイント増)

また、違反件数の多い主な違反内容は、次の通りとなっています。

グラフ 1



## (2) 定期監督等に対する今後の指導方針

定期監督等の監督指導は、法定労働条件の確保、労働災害防止を図る上で中核をなす業務です。愛知労働局及び管下労働基準監督署（支署）においては、今後とも、すべての労働者が適法な労働条件の下で、安心・安全かつ健康に働くことができる労働環境の実現を目指し、積極的な監督指導を展開していくこととしています。

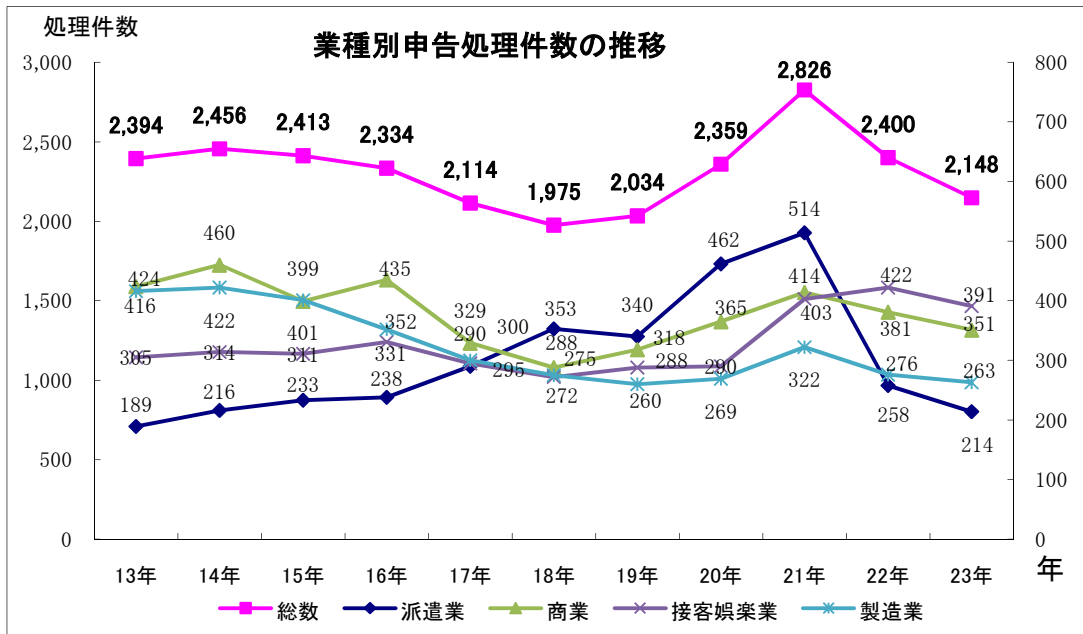
また、再三の指導に応じないなど悪質な事案に対しましては、司法処分を行うなど厳正に対処していくこととしています。

## 2 申告処理

### (1) 申告処理結果の概要

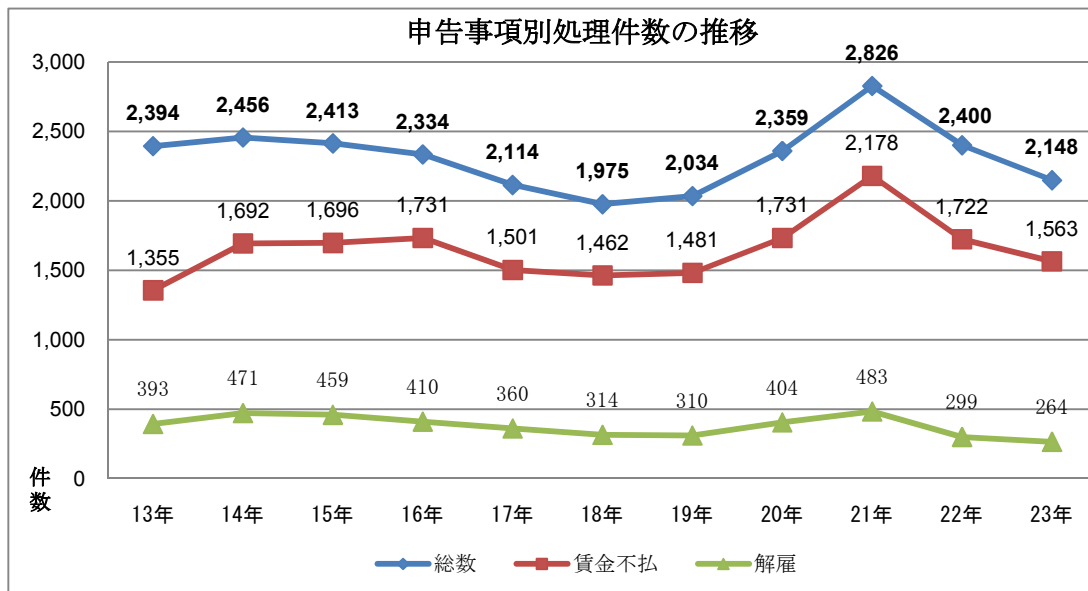
平成 23 年の各労働基準監督署で処理した申告処理件数は 2,148 件で、前年比 252 件、10.5%の減少となりました。業種別申告処理件数を見てみますと、畜産・水産業、通信業等一部の業種を除いて、ほぼすべての業種で申告件数が減少しました。とりわけ、運輸交通業で 60 件（24.9%減）、派遣業で 44 件（17.1%減）と大幅に減少したのが目立ちました。

グラフ 2



主な申告事項である賃金不払と解雇事案の推移を見てみますと、賃金不払事案が 1,563 件となり対前年比 159 件、9.2%減の減少となりました。また、解雇事案 264 件は、対前年比 35 件、11.7%の減少となりました。

グラフ 3



(2) 申告処理に対する今後の指導方針

平成 21 年のリーマンショック後急増した申告件数は、東日本大震災等の影響も心配されましたが、その後の経済情勢の一部持ち直しの動きもあり、減少しつつあります。

しかしながら未だ継続的な減少傾向にあるとは認められる状況には至っておりません。

法定労働条件の遵守は使用者の責務であり、特に、解雇、賃金不払等の事案については、労働者の生活に直結する問題であることから、労働者の置かれている状況に留意しながら、事案の解決に向け迅速・的確な対応を図っていくこととしています。